

東広島市農道橋長寿命化計画  
(個別施設計画)

東 広 島 市  
令 和 3 年 3 月  
(令和6年3月一部改正)

## 1 基本的事項

### (1) 背景

本市が管理する農道には、橋長 15m以上の橋梁が3橋あります。

これらの施設は、概ね建設後 20 年から 30 年経過（建設年度が不明な橋梁を除く。）しており、今後、時間の経過とともに老朽化が進行し、修繕・更新時期を迎えます。また、本市では、農道施設以外の道路施設も多く存在することから、老朽化した施設の急激な増加により、維持管理・更新等に要する費用が集中・増大することが懸念されます。

このような中、従来 of 損傷が深刻化してから大規模な修繕を行う「事後保全型の維持管理」を継続した場合、修繕や架替えに要する費用が膨大となることが予測されます。その結果、予算確保が困難等の理由により修繕が先送りされると、通行不能等により地域交通網に多大な損害を与える恐れがあります。

そのため、今後の維持管理に当たっては、従来の「事後保全型の維持管理」から損傷が軽微なうちに修繕を行う「予防保全型の維持管理」へ転換し、計画的に維持管理を進めることで、長期的な視点から施設の健全性を保持することが重要となります。

### (2) 目的

人口減少や少子高齢化により厳しい財政状況が進む中、限られた予算内で施設を適切に維持管理するためには、予防保全型の維持管理へ転換し、施設の長寿命を図る必要があります。

そのため、計画的な点検や補修等の実施により、「施設の長寿命化」や「維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化」を図ることを目的に、個別施設計画を策定することとしました。

## 2 対象施設

対象施設は、橋長 15 m以上の橋梁（3橋）です。

## 3 計画期間

計画期間は、定期点検のサイクルを踏まえ、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

## 4 対策の優先順位

対策の優先順位は、点検・診断による健全度を評価した上で、路線の重要性や施設の劣化状況等を考慮し、優先順位を決定します。

## 5 施設の状態等

対象施設の健全度の診断結果は、次のとおりです。

区分			橋梁
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	2
II	予防保全 段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を構ずることが望ましい状態	1
III	早期措置 段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	—
IV	緊急措置 段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を構ずべき状態	—

## 6 対策内容と実施時期、対策費用

### (1) 対策内容と実施時期

上記「施設の優先度」及び「施設の状態等」を踏まえ、施設毎に講じる対策の内容及び実施の時期について、別紙のとおり計画します。

### (2) 対策費用

個別施設ごとの対策費用の概算は、別紙のとおりです。

なお、対策費用は計画策定時点における概算であり、具体の工事発注時における詳細な設計や社会情勢の変化等により、金額に変動が生じる場合があります。